

令和5年6月定例会 文教委員会の概要

日時 令和5年7月3日(月) 開会 午前10時
閉会 午前11時50分

場所 第8委員会室

出席委員 鈴木正人委員長
宮崎吾一副委員長
須賀昭夫委員、東山徹委員、浅井明委員、新井豪委員、岡地優委員、
町田皇介委員、萩原一寿委員、平松大佑委員、山崎すなお委員

欠席委員 なし

説明者 日吉亨教育長、石井貴司副教育長、
古垣玲教育総務部長、青木孝夫県立学校部長、依田英樹高校改革統括監、
石井宏明市町村支援部長、案浦久仁子教育総務部副部長兼総務課長、
中沢政人教育政策課長、井澤清典財務課長、高津導教職員課長、
南雲世匡福利課長、角坂清博県立学校人事課長、杉田和明高校教育指導課長、
廣川佳之魅力ある高校づくり課長、山崎高延ICT教育推進課長、
小西康雄生徒指導課長、松中直司県立学校部参事兼保健体育課長、
橋本晋一特別支援教育課長、岡島満小中学校人事課長、
高田淳子義務教育指導課長、無川禎久教職員採用課長、
佐藤直樹生涯学習推進課長、松本光司文化資源課長、平野雄三人権教育課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

| 議案番号 | 件名 | 結果 |
|------|--|------|
| 第81号 | 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |

2 請願

なし

所管事務調査

教科書の選定に関わる諸問題について

報告事項

- 1 指定管理者に係る令和4年度事業報告書及び令和5年度事業計画書について
- 2 令和5年度における指定管理者の選定について

【付託議案に対する質疑】

須賀委員

補償基礎額の上がり幅に差がある理由は何か。

県立学校部参事兼保健体育課長

本条例の制定根拠となる政令において補償内容を定める際には、国家公務員災害補償法と同程度とすることとなっている。また、国家公務員災害補償法では、基礎額は、国家公務員の医療職棒給表を基に医師等の経験年数に基づき定められており、この額の改定が反映されている。

須賀委員

補償基礎額が休業補償等の額の算定基礎となるとのことだが、補償基礎額の改定により、休業補償以外にはどのような種類の補償に影響があるのか。

県立学校部参事兼保健体育課長

公務災害の補償に関する給付は7種類あり、休業補償のほかに、療養補償、傷病補償、障害補償、介護補償、遺族補償及び葬祭補償がある。これらのうち、療養補償と介護補償以外の五つの補償については、補償基礎額を基礎として補償額が算出されることとなっている。今回の補償基礎額の改定により、休業補償以外には、傷病補償、障害補償、遺族補償及び葬祭補償について影響がある。

須賀委員

- 1 介護補償とはどのようなものか。また、今回の介護補償の改正点は何か。
- 2 常時介護と随時介護の具体的な違いは何か。また、それぞれに上限額と定額とあるが、その違いは何か。

県立学校部参事兼保健体育課長

- 1 介護補償は、学校医等が公務災害により障害を負い、常時又は随時介護を受けている場合に支給されるものである。例えば、有料の介護サービス等を利用する場合などには、上限額の範囲内で、その費用が支給される。また、介護サービスを利用せず、親族等により介護を受けた場合においても、定額が支給される。今回の改正は、条例で定める上限額及び定額を増額するものである。
- 2 常時介護とは、歩行や排泄、食事といった日常生活を送るための動作について、常に介護が必要とされる状態のことを指す。一方、随時介護とは、歩行等の動作について一部介護すれば自立可能であるなど、生活の一部において介護が必要な状態を指す。また、上限額とは、有料の介護サービスを受けた場合に、要した費用に対する支給限度額であり、定額とは、有料の介護サービスを受けずに、親族等による介護を受ける場合に定額が支給されるものである。

東山委員

- 1 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師はそれぞれ何人いるのか。また、配置はどのような基準となっているのか。

- 2 過去に本県での適用事例はどのくらいあるのか。
- 3 補償基礎額及び介護補償の額の改定は、施行日が公布の日からとなっているが、公布の日より前にけがをした場合、改正前の基準額が適用されるのか。

県立学校部参事兼保健体育課長

- 1 本条例の対象となる、県立学校の学校医等は、令和5年4月1日現在、学校医が747人、学校歯科医が245人、学校薬剤師が211人となっている。これら県立学校の学校医等は、基本的に各学校に学校医として、内科医、眼科医、耳鼻科医の3人、学校歯科医1人、学校薬剤師1人を配置することとなっている。なお、特別支援学校は、必要に応じて、精神科医1人、整形外科医1人を配置することができることとなっている。
- 2 県立学校では、これまで適用事例はない。
- 3 政令の適用日に合わせ、補償基礎額は令和4年4月1日、介護補償の額は令和5年4月1日に遡って、改正後の基準額を適用する。

東山委員

適用事例はないとのことで、これだけの方々がいて、そういう例に至ることがなかったのは非常に良いことだが、全国的にはどうなのか。

県立学校部参事兼保健体育課長

他県での適用事例だが、文部科学省によると、直近10年において、市町村を含めて適用事例がないとのことである。なお、本県での県立学校の適用事例はないが、市町村も県の条例を適用していた平成13年度までの間においては、市町村立学校で2件の適用がある。2件とも小学校の学校薬剤師の公務災害であり、1件は学校内で機材の運搬中に転倒して負傷した例、もう1件は学校への移動中にバイクで転倒し負傷した例である。

【付託議案に対する討論】

なし

【所管事務に関する質問（教科書の選定に関わる諸問題について）】

新井委員

令和5年度は、中学校で使用される教科書の検定が文部科学省によって行われ、高校3年生においては、新しい学習指導要領の実施に伴う新しい教科書の採択が所管の教育委員会によって行われる年度となっている。教科書選定を巡っては、教科書を発行する会社の約半数が、検定中の教科書を事前に見せた教員ら4,000人以上に謝礼の提供をしていたという、大規模な贈収賄事件と言っても過言ではない疑惑が7年前に報道された。我が県においても教員や校長、その他職員合わせて167人が金品を受け取ったという報道があった。こうした贈収賄疑惑をはじめ、とりわけ歴史教科書における政治的、思想的に大きく偏った記述や、恣意的に行われていると言わざるを得ない検定や採択の現状など、子供たちの教育の根幹となるべき教科書については、客観性や公平性という言葉とはかけ離れ、社会的信用も損なわれ、我が国の将来に大きな懸念を禁じ得ない現状である。そこで、幾つか質問する。

- 1 教科書会社から金品を受け取った教員らは、主にどのような処分を受けたのか。また、これらの教員はその後に教科書採択事務に関わる事が制限されていないのか。
- 2 この疑惑を契機に、教科書採択の公正性・透明性を高めるためのガイドラインが策定されている。その中の記述では、教科書づくりに関与する教員を積極的に評価すべきと

あり、著作、編集に関わる場合は手続を行うこととある。また、教科書発行者との関係においては、一切の金品、供応を受けず、検定や採択の期間は一切接触しないと規定されている。我が県において教科書の著作、編集に関わっている教職員は何人いるのか。

- 3 このガイドライン策定後に、それらの規定に抵触した事例はこれまでであったのか。
- 4 金品、供応を受けず、一定期間の接触が無ければ、教科書の執筆や編集に関わった者でも、教科書採択に関わる事務に関与できるとの規定があるが、教科書採択に関わる事務とは具体的にどのようなものなのか。

次に、県立学校の教科書採択について、採択の手順としては、まず教育委員会が事務局を通じて各学校に教科書選定についての指導、助言を行った後に、各学校内にて調査、研究、そして検討が行われ、校長の決裁を経て選定教科書が決定される。それを受けた教育委員会事務局がもう一度指導、助言、確認を行い、最後に教育委員会にて審査され、正式に採択される、という流れだと認識している。10年前、実教出版という会社の日本史教科書の偏った政治的記述が問題となった。当時、埼玉県では、教育委員会ではなく、県議会の文教委員会が、この教科書を選定した高校を問題視し、委員会にてその校長8人の証人喚問を行い、結果、次年度から使用を希望する学校がなくなった。この教科書は文部科学省の検定は合格していた。しかし、当時、東京都と神奈川県では教育委員会が当該の教科書を不適切と判断し、この教科書を選定した学校に対して再考を促し、不適切な教科書を実質排除する英断を下し、強いリーダーシップを発揮している。そこで質問する。

- 5 埼玉県教育委員会の審査によって各学校の教科書選定が不採択又は継続審査などになった事例は今までにあったのか。また、教育委員会事務局の指導、助言によって学校に再考を促したことや、学校が教科書選定を変更した事例があるのか。
- 6 最初に各学校に対して行われる指導、助言、そして学校の決定を受けた後の指導、助言はどのような内容のものが行われるのか、又は行われたのか。事例を紹介いただきたい。

小中学校人事課長

- 1 7年前の平成27年度における教科書会社の謝礼問題において、当時、閲覧が禁止されていた検定申請図書等を閲覧し、謝礼を受けとった疑いがある者として延べ167名、実人数にすると128名の県内の小・中学校の教員等に対し、調査を行った。調査の結果、懲戒処分の戒告が1名、文書訓告が18名、嚴重注意が88名、合計107名に対して処分を行った。なお、県立学校においては、対象となる教職員はいなかった。

義務教育指導課長

- 1 平成28年に県が作成したガイドラインにおいて、教科書会社から金品を受け取った教員は、次回の採択に関わる事務に関与できないこととしている。ガイドラインの策定後、先ほど小中学校人事課長から答弁した処分を受けた教員については、令和5年度までに行われた採択に関する事務に関わっていないことを確認している。
- 2 小学校、高等学校は、来年度新たに発行される教科書について、また、中学校は今年度検定中であるため、現在使用されている教科書についての数字を答える。小学校の著作、編集に関わっている教職員は90名、中学校の著作、編集に関わっている教職員は62名、高等学校の著作、編集に関わっている教職員は81名となっている。
- 3 ガイドライン策定後、これまで抵触した事例は確認されていない。
- 4 市町村教育委員会が行う教科書採択については、県から市町村に通知する採択基準や調査研究資料の確認、学校や採択地区での教科書の調査研究、採択地区協議会における

選定を経て、市町村教育委員会がその権限と責任において採択するという一連の事務を経て行われるものであり、これら全てが教科書採択に関わる事務になっている。

高校教育指導課長

- 5 県教育委員会の審査によって、学校の教科書選定が不採択又は継続審査になった事例は、現在手元の資料で確認できる範囲ではない。また、県教育委員会事務局の指導・助言によって、学校に再考を促したことや、学校が教科書選定を変更した事例についても、手元の資料で確認できる範囲ではない。
- 6 最初に県教育委員会事務局が学校に行う指導、助言の事例としては、4月に校長会議で全校長に対し、教科書の重要性に鑑み、校長の権限と責任において教科書選定を行うことなどを指導している。また、5月に各学校に対し、通知で教科書選定に当たっての公正確保の徹底や教科書選定基準にのっとりた選定作業の実施について指導している。学校の決定を受けた後の指導、助言の事例としては、7月に各学校から提出された選定案について、各教科の教科書の選定理由等の記載が不明確な場合は、再提出するよう指導している。また、学校の選定プロセスについて確認し、疑義がある場合には、再度、定められたプロセスにのっとり、選定作業を行うよう指導する場合もある。

新井委員

- 1 教科書については、客観的に、公平な観点からその選定に当たるべきであると思う。もし、ある教員が特定の教科書作成に関わっていたとしたら、教科書の選定における公平性、客観性が損なわれてしまうと思うがどうか。
- 2 本年3月、参議院で行われた予算委員会にて、中田宏議員が、昨年実施された教科書検定について問題提起をしている。高校の地理で使用される東京書籍の「新高等地図」において、検定によって調査官が20か所の検定意見を付けた、つまり修正などの指摘をしたとのことだが、後に教科書会社によって自主的に1,200か所以上の修正が行われた。そのうち1,000か所以上が誤表記、つまり、地名、県名、国名などが間違えていたとのことである。これらの誤表記は検定によって指摘されなかった、つまり、見つけられなかったということである。一方、自由社の歴史教科書は405か所の検定意見で一発不合格となった。405か所のほとんどが誤表記ではなく、調査官の主観によって誤解を招くなどの言い方で指摘され、その多くが、他社と同じ表記なのに自由社だけが指摘されたとのことである。このように、文部科学省の教科書検定は極めて恣意的に行われていることがはっきりと露呈された。つまり、今現在の文部科学省の検定に合格した教科書全てが公平性と客観性が保たれた質の高いものだとは限らないという状態にある。これら中田議員の質問に対し、永岡桂子文部科学大臣は、教科書の信頼確保に向けて審査体制、検定体制について不断に改善を図ると答弁している。この検定制度の改善がしっかりと図られるまでは、学校現場において、より高い精度でどの教科書を選ぶべきか慎重に判断し、教育委員会及び事務局においては、たとえ検定に合格した教科書であっても、しっかりと調査・研究し、適切か不適切かを見極め、時には以前の東京都や神奈川県教育委員会のように不適切と思われる教科書を排除するくらいのリーダーシップが求められると思っている。この現状と教科書採択について、埼玉県教育委員会がどうあるべきか、教育長の所見を伺う。

義務教育指導課長

- 1 教科書の選定及び採択の公正性、透明性を確保し、疑念を生じさせないために、平成28年に県が作成したガイドラインでは、検定期間や採択期間は教科書発行者と一切接

触を持たせないこととし、教科書の執筆、編集に関わった者は、関わった教科書の採択年度において、教科書の採択に関する事務には一切関与しないこととしている。他方で、ガイドラインに「質の高い教科書づくり」として示しているとおり、子供たちの学力向上のためには、日頃教科書を使って学習している子供たちの反応をよく見ている教員の教科書に対する意見を、積極的に教科書発行者に伝えることは大切であり、そのことから、過去に、教科書の執筆や編集に関わった教員は、教科の専門性について深い知見を有することから、当該教員が、自らが関わった教科書の採択年度ではない場合において、その後、採択に関する事務に関わる余地を残している。過去に、教科書の執筆や編集に関わった教員が採択に関する事務に関わったとしても、特定の者の意見に左右されることなく、市町村教育委員会の採択権者としての判断と責任において教科書を採択するよう、県としては、採択に関する基準を通知し、十分な人数で教科書の調査研究を行うことや、教科書採択の公正性、透明性を高めることとしていることから、公平性や客観性を担保していると考えられる。

教育長

2 教科書は、子供たちが学校において、各教科の学習に取り組む際の主たる教材であり、一人一人の子供たちにとって、将来にわたって大きな影響を与える、極めて重要なものであると認識をしている。そのため、教科書は教育委員会の権限と責任において、主体性をもってしっかり採択すべきものだと考える。県教育委員会としては、まず県立学校長に対し、校長の権限と責任において教科書の調査研究を組織的に行い、生徒の実態を踏まえて適切に選定をするよう、しっかりと指導する。その上で、教育委員会としても、調査研究をしっかりと行い、その権限と責任において主体的に採択をしていく。また、市町村立学校においては、教科書の採択権者である市町村教育委員会に対し、その権限と責任に基づき、公正かつ適正な教科書採択が主体的に行われるよう、指導、助言又は援助を行う。

新井委員

もろもろの事件等が起こるまでは、校長も教育委員会も追認機関だったと思う。主体性という力強い答弁を頂いた。是非、主体性をもっていただきたい。現場の教員が全ての権限を持つようなことがあったからこそ、以前のような事件が起こったわけである。しっかりと監督する立場として、これから期待している。（意見）